

## 京都市HACCP食の安全宣言実施要綱

### (目的)

第1条 本制度は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）（以下「法」という。）

第51条に規定される衛生管理について積極的に取り組む食品等事業者からの届出を受け、本市がその取組を支援することにより、食品等事業者のHACCPに沿った衛生管理の導入及び定着を推進し、衛生管理の不備に起因する食品事故等の発生防止に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品等事業者とは、法第55条又は食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第52条の規定により許可を受けた事業者、法第57条の規定により届出を行った事業者をいう。
- (2) 営業施設とは、法第55条若しくは旧法第52条の規定により許可を受けた施設又は法第57条の規定により届出を行った施設をいう。

### (HACCP食の安全宣言)

第3条 京都市内に営業施設を有する食品等事業者が、法第51条第1項の規定により定められた基準を遵守し、次に掲げる要件を満たしたうえ、届け出ることをHACCP食の安全宣言（以下「安全宣言」という。）とする。

- (1) 食品衛生責任者（法施行規則第66条の2第1項 別表第17第1号ロの規定に該当する者をいう。）を設置していること。
- (2) 食品衛生法施行規則第66条の2第3項に規定する衛生管理計画を作成し、実行した記録を適正に維持・管理していること。
- (3) 本市が作成する衛生講習会動画を視聴していること。

2 京都市外に営業施設を有する者であっても、市長が認める場合にあっては安全宣言を行うことができる。

### (責務)

第4条 この要綱における本市及び食品等事業者の責務は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 本市は、制度の適正な運用及びその普及に努め、食品等事業者からの届出事務等を円滑に運営することに努めなければならない。
- (2) 安全宣言を行った食品等事業者は、京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例第5条に規定する責務を率先垂範して果たすとともに、制度における本市からの支援を積極的に活用し、より安全性の高い食品を提供するよう努めなければならない。

(届出)

第5条 宣言をしようとする食品等事業者は、次に掲げる事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に次項に定める書類を添付し、本市の使用に係る電子計算機と届出者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して送信する方法（以下「システム」という。）により、市長に届け出なければならない。

- (1) 届出者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 営業施設の名称、屋号又は商号
- (3) 営業施設の所在地及び連絡先
- (4) 届出を行う業種
- (5) 営業施設の許可番号及び許可年月日
- (6) 食品衛生責任者氏名及び資格の種類等
- (7) 本市が作成する衛生講習会を視聴したことがわかる識別符号

2 前項に定める届出に添付する書類は次の各号のとおりとする。

- (1) 法施行規則第66条の2第3項に規定する衛生管理計画
- (2) HACCPに沿った衛生管理実施記録の写し

3 前項の規定に関わらず、HACCPに沿った衛生管理に関する民間機関による認証（ISO22000、FSSC22000、JFS等）を取得している場合にあつては、その認証を証する書類の写しを添付することにより、前項の書類の添付を省略することができる。

4 第1項に定めるシステムによる届出は、届出書（別記第1号様式）に第2項に規定する書類を書面で添付して届け出ることをもって代えることができる。

(変更の届出)

第6条 前条の届出をした食品等事業者は、次の各号に掲げる事項を変更したとき、又は法第56条若しくは法第57条第2項の規定により営業者の地位を承継したときは、システムにより速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 届出を行った食品等事業者の住所等（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (2) 届出を行った食品等事業者の氏名（法人にあつては、名称）
- (3) 営業施設の名称、屋号又は商号

2 前項に定めるシステムによる届出は、変更等届出書（別記第2号様式）で届け出ることをもって代えることができる。

(更新の届出)

第7条 第5条の届出をした食品等事業者は、3年ごとに更新の届出を行うものとし、届出は第5条第1項に準ずるものとする。

2 前項に規定する更新の届出は、第5条第1項若しくは前項の届出をした日から3年後の同月日（同月日がないときは、その直前の日）から14日以内に届け出るものとする。

#### (届出の管理)

- 第8条 市長は、第5条から第7条による届出があったときは、届出事項を確認のうえ、本市の機関等の使用に係る電子計算機に電磁的記録の保存を行い、必要に応じ保存された事項を出力することにより、帳票等の書面を作成することができるよう管理するものとする。
- 2 市長は、第5条から第7条による届出を行った食品等事業者で、希望する者に対し届出済証（別記第3号様式）を交付するものとする。

#### (届出の取下げ)

- 第9条 届出をした食品等事業者は次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、システムにより10日以内に当該届出の取下願を提出するものとする。
- (1) 自ら宣言を撤回しようとするとき。
- (2) 届出を行った営業施設を廃業したとき。
- 2 届出施設が次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、市長は当該届出をした食品等事業者に対し、直ちにシステムにより当該届出の取下願を提出させるものとする。
- (1) 届出内容に虚偽の内容があること又は不正な手段により届出を行ったことが判明したとき。
- (2) 届出施設において法第59条から第61条までの規定に基づく行政処分等を受けたとき。
- 3 前2項に定めるシステムによる届出は、取下願（別記第4号様式）で届け出ることをもって代えることができる。

#### (取下げ後の再届出)

- 第10条 前条第2項の規定に基づく手続を行った営業者は、次の各号の要件を全て満たした場合に限り、再度、第5条の規定に係る当該施設の届出を行うことができる。
- (1) 前条の規定に基づく取下げの日から3か月を経過した場合
- (2) 施設におけるHACCPに沿った衛生管理計画の見直しを実施した場合
- (3) 本市が作成する衛生講習会の動画を視聴する等、再教育を受けた場合

#### (安全宣言ロゴの使用)

- 第11条 第5条又は第7条の規定に基づく届出を行った食品等事業者は、安全宣言ロゴを使用することができる。

#### (公表)

- 第12条 市長は、第5条又は第7条の規定に基づく届出を行った食品等事業者の名称等を京都市情報館で公表する。

#### 附則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置

に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により営業を行うことができる者においては、第8条に規定する法第59条から第61条を、法第54条から第56条と読み替えるものとする。

別記第1号様式（第5条関係）

京都市HACCP食の安全宣言届出書

(宛先) 京都市長	年 月 日
届出者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	届出者氏名（フリガナ）（法人にあっては名称及び代表者名）  電話 — メールアドレス

京都市HACCP食の安全宣言実施要綱第5条の規定により、届け出ます。

※本届出をされた場合、本市ホームページ（京都市情報館）において施設名称、所在地、届出業種、届出日を公開します。  
公開の可否について次の欄にチェックしてください。  
公開について  同意する  同意しない

営業施設	名称、屋号又は商号	電話 —		
	所在地			
業 種				
許可番号及び許可年月日	許可番号		許可年月日	年 月 日
食品衛生責任者氏名			資格の種類 <small>（該当するものに○）</small>	食管・食監・調・製・栄 船舶・と畜・食鳥・その他
受講した講習会又は免許の種類 <small>（資格がその他の場合のみ記載）</small>			受講日又は 免許取得日	年 月 日
動画視聴時 確認パスワード			講習会 視聴年月日	年 月 日

添付書類

- (1) HACCPに沿った衛生管理の計画
- (2) HACCPに沿った衛生管理実施記録の写し

備考

- 1 HACCPに沿った衛生管理を実施していることが分かる民間認証（ISO22000、FSSC22000、JFS等）を取得している場合には、その認証を証する書類等の写しを添付することにより、添付書類(1)、(2)を省略することができます。
- 2 業種欄は、食品衛生法第55条又は改正前食品衛生法第52条の規定により許可を受けた業種、食品衛生法第57条の規定により届出を行った業種を記載してください。
- 3 許可番号及び許可年月日欄は食品衛生法第55条又は改正前食品衛生法第52条の規定により許可を受けた施設に限り記載してください。

別記第2号様式（第6条関係）

京都市HACCP食の安全宣言変更等届出書

(宛先) 京都市長		年 月 日
届出者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		届出者氏名（フリガナ）（法人にあっては名称及び代表者名）  電話 ー
京都市HACCP食の安全宣言実施要綱第6条の規定により、 <input type="checkbox"/> の変更について 届け出ます。 <input type="checkbox"/> 地位の承継（ <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 分割）を		
営業 施設	名称、屋号又は商号	電話 ー
	所在地	
届出の業種		
安全宣言届出年月日		年 月 日
変更年月日		年 月 日
変更内容	変更前	
	変更後	

備考 該当する□に✓印を記入してください。

# 京都市HACCP食の安全宣言 届出済証

営業者名（法人の場合は名称） 様

食品衛生法第51条に規定される公衆衛生上必要な措置のうち、HACCPに沿った衛生管理について積極的に取り組んでいる施設として、京都市HACCP食の安全宣言実施要綱第5条の規定により、届け出ていることを証します。

年 月 日

京 都 市 長

記

HACCP

1. 営業の所在地
2. 営業の種類
3. 営業所の名称
4. 次回更新日

別記第4号様式（第9条関係）

京都市HACCP食の安全宣言 取下願

(宛先) 京都市長	年 月 日
届出者住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	届出者氏名（フリガナ）（法人にあつては名称及び代表者名） 電話 ー

京都市HACCP食の安全宣言実施要綱第9条の規定により、京都市HACCP食の安全宣言を取り下げます。

営業 施設	名称、屋号又は商号	
	所 在 地	
届 出 の 業 種		
安全宣言届出年月日		年 月 日
理 由		